

大阪府医療的ケア通学支援事業の実施に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大阪府教育委員会（以下「委員会」という。）が実施する医療的ケア通学支援事業（以下「本事業」という。）に関して、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- ① 訪問看護等事業者 訪問看護ステーションや放課後等デイサービス事業所等、児童生徒の医療的ケアに対応できる看護師等が所属している事業者をいう。
- ② 介護タクシー等事業者 道路運送法の旅客自動車運送事業（一般乗用旅客自動車運送事業）について、同法の国土交通大臣の許可を受けた者、又は自家用有償旅客運送（福祉有償運送）について、同法の国土交通大臣の行う登録を受けた者、若しくは同法の国土交通大臣の許可を受けた事業者をいう。
- ③ 医療的ケア 児童生徒に対して、看護師が医師の指示に基づいて行うもの若しくは、医師の指示に基づいて行うもののうち、介護職員が関連法令に基づいて実施する特定行為（認定特定行為業務従事者認定証に記載のある行為）をいう。
- ④ 学校 児童生徒が在籍若しくは通学し、又は、しようとする府立学校をいう。
- ⑤ 通学 自宅その他これと同等のものとして委員会が認める場所（以下「自宅」等）から学校までの間の登下校であって、当該登下校のため介護タクシー等事業者の車両（以下「車両」という。）に乗り、又は、降りるまでの間をいう。

(対象者)

第3条 本事業の対象となる児童生徒は、第10条第1項の委員会の承認を受けた者をいう。

(委員会の責務)

第4条 委員会は、本事業について、児童生徒の学びの意欲を尊重することと安全確保を最優先に、円滑かつ確実に実施するものとする。

(学校の責務)

第5条 学校は、本事業について、訪問看護等事業者及び介護タクシー等事業者の本事業の遂行に協力し、委員会のほか、児童生徒、その保護者及び医療機関その他関係機関と円滑な連携を図り、次の各号に掲げる役割を遂行するものとする。

- 一 学校医に対して本事業及び児童生徒の状況を報告し、必要に応じてその指示を得、必要な措置を講じること。
- 二 本事業に関する児童生徒及びその保護者の相談等に応じ、又は、適切に対応すること。
- 三 前号の相談等又は対応結果を委員会に報告すること。
- 四 訪問看護等事業者又は児童生徒の保護者から提出された書類を適切に処理すること。
- 五 児童生徒が本事業による通学を開始するに際して、児童生徒及びその保護者、訪問看護等事業所、介護タクシー等事業者、その他当該通学を円滑かつ安全に実施するために必要な者（当該児童生徒の主治医等）による打合せを実施し、その結果を委員会に報告すること。
- 六 児童生徒の学校における健康状態等の確認結果のほか、下校時のバイタルチェック、安全に下校するための事前の吸引その他必要な措置を行った結果等を当該下校時に訪問看護等事業者適切に引き継ぐこと。
- 七 児童生徒の健康状態等に関して緊急的な対応が必要な場合等（以下「緊急時等」という。）に、委員会の指示、訪問看護等事業者の依頼等に応じ、又は、自ら適切に判断し、的確な対応を遅滞なく行うこと。

（保護者の責務）

第6条 保護者は、本事業について、訪問看護等事業者及び介護タクシー等事業者の本事業の遂行に協力し、委員会のほか、医療機関その他関係機関と円滑な連携を図り、次の各号に掲げることに書面（様式第1-2号）により、同意し、協力するものとする。

- 一 本事業の利用に際して、本事業の範囲を超える業務等の依頼を訪問看護等事業者及び介護等タクシー事業者に対して行わないこと。
- 二 児童生徒の車両への乗降が安全かつ確実に行われるよう、必要な協力をすること。
- 三 訪問看護等事業者又は学校等が児童生徒の健康状態等により安全に通学を行うことができないと判断したときは、当日の通学を中止し、必要に応じて、児童生徒の送迎等を行うこと。
- 四 児童生徒の通学及び在校中、訪問看護等事業者又は学校等と連絡がとれる状態を常に確保し、必要に応じて、所要の対応をすること。
- 五 緊急時等に対応可能な医療機関の確保に努めるとともに、その情報を委員会、学校、訪問看護等事業者及び、介護等タクシー事業者（以下、この号において「関係機関」という。）と共有し、緊急時等において関係機関から連絡があったときは、直ちに当該医療機関及び学校に通報又は連絡等を行うこと。
- 六 本事業による通学が第10条の利用の承認の基準を満たさなくなったときは、本事業の利用を一旦、休止すること。

(訪問看護等事業者の責務)

第7条 訪問看護等事業者は、本事業について、委員会との委託契約のもと誠実に遂行し、委員会のほか、児童生徒、その保護者、学校、介護タクシー等事業者及び医療機関その他関係機関と円滑な連携を図るものとする。

(介護タクシー等事業者の責務)

第8条 介護タクシー等事業者は、本事業について、児童生徒及びその保護者の依頼を誠実に遂行し、訪問看護等事業者の本事業の遂行に協力（特に本事業の遂行に必要な打ち合わせ等への参加、児童生徒の車両乗降時及び緊急時等の対応等に係る協力をいう。）し、及び委員会のほか、児童生徒、その保護者、学校及び医療機関その他関係機関と円滑な連携を図るものとする。

(利用申請)

第9条 児童生徒又はその保護者（以下、本条及び次条において「当該児童生徒等」という。）は、本事業を利用しようとするときは、学校に事前に相談するものとする。

2 前項の事前相談の結果、本事業による安全かつ確実な通学及び学校における学習が実施可能であると学校の長（以下「学校長」という。）が判断したときは、当該児童生徒等は、学校を経由して、委員会に本事業の利用の申請を書面（様式第1号）により行うことができる。

(利用の承認等)

第10条 委員会は、前条第2項の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、当該利用を承認するものとする。この場合において、委員会は、必要に応じて学校長、学校医又は主治医等その他関係者の意見を聞くものとする。

一 当該児童生徒が通年に渡って学校への通学中の次に掲げる医療的ケアが頻回に必要なため、通学困難な状態にあること

- ① 口腔内又は鼻腔内の喀痰吸引
- ② 気管カニューレ内部等の喀痰吸引
- ③ 酸素療法や人工呼吸器の管理
- ④ 前各号に掲げるもののほか、これらと同等の医療的ケアとして、委員会が認めるもの

二 当該児童が当該通学を安全に行い、当該児童に対する学校における万全な医療的ケアの体制を確保することができること

2 前項の承認の有効期間は、3年間（年度途中で当該承認を受けたときは、当該年度の2年後の年度末まで）とする。当該承認の更新を受けようとする者は、有効期間の最終年度の1月末までの間に、当該承認の更新の申請をしなければならない。

- 3 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間（以下この項において「承認の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する応答がされないときは、従前の承認は、承認の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。
- 4 委員会は、第1項及び第2項の審査の結果を当該児童生徒等に通知を書面（様式第2-1号又は様式第2-2号）により行うものとする。
- 5 当該児童生徒等は、第1項又は第2項の承認の内容に変更があるときは、委員会に申請するものとする。この場合において、前条第1項から前項までの規定は、準用するものとする。

（変更の届出）

第10条の2 前条の承認（更新又は変更の承認を含む。）を受けた者は、次の各号の事項に変更があるときは、その旨を学校を経由して委員会に遅滞なく届け出るものとする。

- 一 氏名
- 二 住所又は電話番号
- 三 主治医
- 四 通学支援を行う事業所
- 五 通学計画（ただし、通学回数について、一ヶ月ごとの通学実績が、承認を受けた際の通学計画に比べて一月当たり10回以上の回数の増減が連続して2月以上生じたとき、又は、通学実績がないときその他通学計画の変更が必要と学校長が認めるときに限る）

（打合せ等）

第11条 学校は、前条の利用の承認があったときは、遅滞なく、児童生徒及びその保護者、訪問看護等事業所、介護タクシー等事業者、その他当該通学を円滑かつ安全に実施するために必要な者（当該児童生徒の主治医等）による打合せを実施し、その結果を委員会に報告するものとする。この場合において、学校は、当該打合せを少なくとも1回は学校で行うものとし、必要に応じて、児童生徒の自宅等で必要な回数行うものとする。

- 2 前項の打合せにおいては、次に掲げる事項について合意を得るものとする。
 - ① 主治医の指示の内容の確認等
 - ② 学校における医療的ケアの現認等
 - ③ 登下校時の自宅等及び学校における車両の乗降場所、協力者、使用準備物品等
 - ④ 緊急時等の具体的な措置内容、役割分担及び連携体制等
 - ⑤ その他必要な事項
- 3 学校は、前項の打合せにおける合意の内容を遅滞なく、委員会に報告するものとする。この場合において、委員会は、改めて、合意を得る必要があると認めるときは、学校に再度の打合せの実施を求めることができる。

(利用の休止)

第 12 条 委員会は、本事業による通学が第 10 条に掲げる利用の承認の基準を満たさなくなったと認めるときは、本事業の利用を休止するものとする。この場合において、委員会は、必要に応じて学校又は主治医等その他関係者の意見を聞くものとする。

2 委員会は、前項の利用の休止をしようとするときは、当該児童生徒及びその保護者に通知するものとする。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和 2 年 9 月 4 日から施行し、令和 2 年 9 月 1 日から適用する。

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、第 10 条第 2 項から第 4 項までの規定は、令和 2 年 9 月 1 日から適用する。